

助成金等の種類	要件		対象経費	内容	1回当たりの限度額※
企業立地助成金	新設	別表第1(次表)に定める業種 投下固定資産総額 5,000万円以上 新規雇用者※2人以上(転属者含む)	土地の取得費・造成費 工場等建設費 機械設備費	対象経費×20% ・本市の公共施設の運営に参画するなど地域振興に寄与すると市長が認める場合30%	3億円
		増設 移設			
大規模事業用地取得 奨励金	企業立地助成金に該当する企業 工場敷地8,000㎡以上(工業団地除く) 新規雇用者4人以上及び転属者※を合わせて8人以上		(1)測量費 (2)登記手数料 (3)その他市長が必要と認める経費	対象経費×75%	3,000万円
雇用促進助成金	企業立地助成金、空き工場等活用助成金の該当事業者			勝山市在住新規雇用者 50万円/人 (6ヶ月以上就労)	5,000万円 (100人)
環境整備助成金	企業立地助成金、空き工場等活用助成金の該当事業者		工場等建設用地内の道路緑地、社員施設、消融雪装置等の設置費用	対象経費×30%	1,000万円
借地助成金	賃貸借契約締結後3年以内に操業を開始すること 新規雇用者1人以上(転属者含む)		市内に工場等を建設するための用地の借地料	賃貸借契約締結日から操業開始までの期間 借地料の1/2	300万円
空き工場等 活用助成金	市長が認めた空き工場等(土地を含む) 新規雇用者1人以上(転属者含む)		空き工場等の売買による取得費、賃借料(3年分) 空き工場等の改修費	対象経費総額の50%以内	1,000万円 ただし、製造業は 1,500万円
企業立地促進資金 融資補給金	県企業立地促進資金融資要綱の規定に該当するもの		県企業立地促進資金の適用を受けた企業の借入利息	県企業立地促進資金融資要綱に規定する融資利用率の1/2利子補給(5年間)	5年間

※1企業あたりの総交付限度額は6億円です。

※大規模事業用地取得奨励金、雇用促進助成金、環境整備助成金と企業立地助成金を組み合わせて事業を計画する場合、1回当たりの限度額は新設の場合3億円、増設の場合1億円です。

※新規雇用者、転属者の定義は勝山市ホームページをご覧ください。

※この助成金の交付を受けるためには事前に市の事業指定が必要です。事業指定を希望される場合には必ず土地取得(また建設着工)前に市役所までご相談ください。

※設備投資のみ(土地又は建物の拡張を伴わない生産設備の更新又は追加)の場合は、対象になりません。

別表第1

大分類	中分類	小分類	備考
製造業			
情報通信業	情報サービス業 インターネット附随サービス業		
運輸業、郵便業	道路貨物運送業 倉庫業 運輸に附帯するサービス業	貨物運送取扱業	※1
卸売業、小売業			※1又は※2
不動産業、物品賃貸業			
学術研究、専門・技術サービス業	学術・開発研究機関 専門サービス業	デザイン業	
宿泊業、飲食サービス業	宿泊業	旅館、ホテル	
生活関連サービス業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業 娯楽業		※2
サービス業(他に分類されないもの)	その他の事業サービス業		

備考 この分類の区分は統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に基づくものとする。

※1 物流施設を設置するものであって本市を除く複数の市町村に対して本市内への発送量を上回る貨物の発送を行っていること。

※2 本市の観光振興に寄与すると市長が認めるもの。